議員発案第 3 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の 増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件 の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を提出する ものとする。

平成25年 9 月26日 提出

同

提 出 者 三条市議会議員 野 崎 正 志 賛 成 者 三条市議会議員 久 住 久 俊 坂 登志郎 同 三条市議会議員 髙 同 三条市議会議員 畄 田 竜 三条市議会議員 西 川重 則 同

三条市議会議員 小 林

誠

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への私学助成の 増額・拡充を求める意見書

全国の高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っている。

平成22年度から公立高校の授業料無償化とともに私立高校生への就学支援金制度が実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減された。これらの施策により学費の長期滞納者や経済的理由による退学者は以前より減少し、その政策効果が表れている。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度の更なる拡充が求められている。

平成24年9月、政府は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の「中等教育・高等教育への無償教育の漸進的な導入」条項の批准留保を撤回した。これは、高等学校及び大学の無償化を国を挙げて進めることを世界に向けて宣言したことにほかならない。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に 通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件 の維持、向上を図る必要がある。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立高校等就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私学助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

三条市議会議長 熊 倉 均

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務 大臣 総務 大臣